

福彩支援ニュース 第9号

2016.3



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会 (略称：福彩支援)

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】

吉廣慶子 (みさと法律事務所) 341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel:048-960-0591 fax:048-960-0592

北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582

「津波対策は不可避」とした 東電の内部文書を弁護団が入手・公開! 対応を先送りした東電の重過失が明るみに



次回は **4/13 (水)!** 15時開廷

★ 傍聴希望の方は、14:20までに
さいたま地裁B棟前にお越し下さい。

第9回期日 (2015/1/27) 報告

きたうらえみ
北浦恵美 (福彩支援・代表)

2016年1月27日の福島原発さいたま訴訟第9回期日は、皆様のおかげで傍聴席もほぼ満席となりました。傍聴において頂いた皆様、本当にありがとうございました。次回期日は4月13日(水)15時開廷です。引き続きのご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

第9回期日では、東電が本訴訟には関係ないとして、これまで提出するのを拒んできた東電設計(株)が2008年(平成20年)4月に作成した福島第1原発において、津波高が15mを超えることを予測した検討結果を示した書類が弁護団によって入手され、本裁判で証拠提出されました。

これは、東京電力株主代表訴訟において、東電が東京地裁に提出していたものですが、提出の際に、原告

と証拠秘匿契約を結ぶことを条件としたため、これまで、一般に公開されていなかった文書です。

今回、東京地裁が保管する株主代表訴訟の証拠記録を、利害関係人として、原告ら代理人が開示を請求したのを受け東京地裁が、「開示するな」という東京電力の主張を退けて、開示したものです。

ここで明らかになったのは、東電が、

- ・福島第1原発での15mを超える津波高を予測していたこと
- ・非常用電源等が設置された建屋地下が水没することをもまた予測していたこと
- ・この検討結果を受けた会議録に「津波対策は不可避である」との認識が記載されていたこと
- ・それにもかかわらず、なんら対策をとってこなかったこと。そして、
- ・なおも、この重要な書類を一般に公開することを拒んでいること

誰も責任をとることなく、今なお、自らの過失を明らかにする書類を秘匿し、これに誠実に向き合うことがない。それは被害者を冒瀆するものである、と被害者の怒りを代弁する弁護団の力強い陳述が法廷でなされました。この証拠書類はこれから、全国の裁判で利用されることになる、ということです。

また、避難は当然の権利であり、原発事故によってふるさとを奪われるという未だかつてない被害を原告らに及ぼしたこと、その精神的損害は甚大なものであり、裁判所の公正な判断を求めるとした陳述も、原告側弁護士からなされました。

続けて行われた報告集会では、各所の裁判の進行状況やお知らせが報告されました。また、避難用住宅補助打ち切り撤回を求める署名の協力のお願ひも原告からありました。(署名用紙は以下にあります)

<http://fukusaishien.com/archives/472>

2月18日には、福島原発事故で福島県から京都市内に自主避難した家族が、仕事を失った上に精神疾患を発症したとして、東電を相手取った損害賠償請求訴訟で、京都地裁(三木昌之裁判長)は、3,000万円の支払いを東電に命じました。「自主避難者」に対する東電の賠償責任が認められた初めての判決で、状況は大きく変わりつつあります。

福彩訴訟の目的である①国と東電の責任の明確化
②真の生活再建に足る損害賠償請求 ③事故の再発防止を完遂するために、これからも、皆様のご支援をどうぞよろしく願ひいたします。

第9回期日 原告側弁護士意見陳述書1(全文)

平成26年(ワ)第501号 損害賠償請求事件

原告 20世帯68名

被告 国、東京電力株式会社

代理人意見陳述

平成28年1月27日

さいたま地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 満尾直樹

原告らの被った被害と原告らの避難について、原告

ら代理人の意見を述べます。

(*編集注:意見陳述書に引用されている準備書面は、紙幅の関係で掲載できませんでした。ご了承ください)

第1 被害の全体像について(第18準備書面)

1 本件原発事故によって膨大な放射性物質が大気中に放出されました。その量は、セシウム137に換算して、少なくとも広島原爆の約168発分にも及びます。これを受けて、被告国が指定した「警戒区域」及び「計画的避難区域」の広さは約1100平方キロメートルで、これはこの埼玉県でいえば、県の面積の約30%にも及ぶ広大なものです。本件事故により、これほどの地域が立ち入り不能となり、放射線の飛散は今なお続いています。

2 本件事故による放射能汚染によって、原告らの生活は全面的に崩壊しました。人が住む場所は、単に寝起きや飲食をする場所というだけではありません。そこで仕事に就き、結婚をし、子どもを育て、友人知人や顧客など様々な人とのつながりを築く場所です。また、周囲の自然環境や地域の風習、そこで暮らした思い出の積み重ねなどによって、その人の人生と切り離すことのできない、一人ひとりにとってかけがえないものです。そして、多くの人々が互いに関わりを持つことで、地域全体として、他に代替することのできない地域独自の社会(地域コミュニティ)が形づくられています。本件事故は、このような地域全体を根本から覆すという点において、これまでに類を見ない深刻なものであり、そこに暮らす住民の生活を破壊するものであったことが、何よりも十分に意識されなければなりません。

3 放射性物質は、風雨や流水によって広大な範囲に広がりました。その科学的な性質上、今後も何十年にもわたって残存することが確実です。放射線の影響について、政府は直ちに人体に影響はないなどと広報してきました。しかし、十分な説明もないまま、放射線量の基準が変更されるなど、国民にとって容易に信頼できるものではありませんでした。事故後も汚染水の流出が度々報じられるなど、原状回復の目処は立たず、多くの住民が、自分と家族を守るため、避難するかどうか、避難生活が続けるかどうかといった判断を自らすることを強いられました。放射能を避けるために地域での生活を手放すか、地域に留まって被ばくを余儀なくされるか、苦渋の選択をせざるを得なかった

のです。そのような状況を作り出した被告ら加害者の責任こそが問われるべきであり、いずれを選んだとしても、原告らが責められるべきものではありません。このような困難な状況の中で、多くの問題が生まれましました。本件事故による影響の現れ方は人によって様々ですが、共通するのは、避難によって精神的及び肉体的な苦痛を受け、また経済的な負担をしたこと、それまでの生活基盤を失ったこと、住んでいた地域社会から切り離されてしまったこと、家族が分断されたり意見が分かれたりしたことです。これに加えて、強制避難の場合には、帰れないことの辛さや将来への不安などがあります。政府の指示によらずに避難した場合には、賠償や支援を受けられないことによる経済苦や、避難しなかった住民との軋轢や葛藤による精神的な苦痛があります。いずれも本来、このような簡単な言葉で表しきれないものであり、避難者に共通の被害です。

4 このように、原告らが本件原発事故で共通して侵害された権利は、包括的生活利益としての平穩生活権であるといえます。

原告らが被った損害には、仕事を失ったことによる減収や避難による生活費の増加などの損害もあり、それらは個別に、別途観念しうるものです。しかし本件では、集団訴訟としての性質から、それらのすべてを請求するものではなく、原告らが共通して侵害されている、平穩生活権についての損害の賠償を求めています。本来、原告らが本当に望むことは、事故前の生活を取り戻すこと、安心して暮らせるふるさとを取り戻すことです。現在の状況に照らせば、その達成は容易ではなく、それは裏を返せば、原告らが失ったものがそれだけ大きいということに他なりません。裁判所におかれては、そのことを充分ご留意頂き、平穩生活権の侵害による損害の重大性をどうか適切にご評価いただきたいと考えます。

第2 被侵害利益としての平穩生活権と侵害の態様について (第19準備書面)

1 本件事故によって原告らが失ったものは、原発事故前の生活そのものです。

住居や仕事、家族との生活、自然環境、地域での人間関係、そこで暮らした思い出など、事故によって失われたものは、互いに関連しあっています。そのため、これらの全てを一度に失った本件事故による影響の大きさは、それらの一つひとつが失われた場合とは比べ

ものならず、これらの要素を個別に切り離して積み上げる方法では、原告らが被った被害の大きさを正しく評価することはできません。ここで侵害されているのは、憲法22条1項、13条に由来する包括的な人格権そのものというべきであり、これを「**包括的利益としての平穩生活権**」とすることができます。そこには、居住・移転の自由や、平穩に生活を送る権利、人格発達権、内心の静穏な感情を害されない権利などが含まれたものです。これらの包摂される権利がどのように侵害されているかの詳細は、第19準備書面で論じています。このように、包括的な権利が侵害されているという考え方は、学説によっても支持されています。裁判例でも、ハンセン病訴訟や横田基地訴訟において、人格権そのものの侵害との判断がされており、大いに参考にされるべきものです。

2 本件事故により、原告らはそれまでの日常生活を根底から失っており、その精神的な苦痛は極めて甚大であるといわざるをえません。このような結果は、原発事故が起これば当然に生じうるものであり、相当因果関係のある損害といえます。放射能の影響について、一般市民が容易に把握しうる、充分信頼に足りるだけの科学的な知見は存在せず、自分や家族の安全を守るために避難行動を取ったことは、合理的なことであり、賠償の要否を左右すべきものではありません。原告らの誰もが、生活の全般にわたる重大な権利の侵害を受けており、その一部のみを切り取って評価されるようなことがあってはならず、その被害の全体像を正しく判断頂きたいと思料します。

第3 避難の相当性について (第20準備書面)

1 本件原発事故による避難者には、①国の避難指示による強制避難で現在も避難しなければならない者、②強制避難で避難したが避難指示の解除後も避難を継続している者、③避難指示によらずに避難した(いわゆる自主避難)者及び家族の一部が自主避難し別居を強いられた者がいます。いずれにしても、放射線被害を避けるために避難したことに変わりはありません。

2 ここで注意しなければならないのは、国の避難指示の根拠となる原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法では、避難指示は、緊急の必要から出されるものであって、将来の健康被害についての影響は考慮要素となっていないことです。そこで考慮されているのは、緊急時における、避難による放射線の影響の

低下や安心感というメリットと、避難のストレスや生活への支障というデメリットのバランスであり、避難指示がない地域であれば将来的な健康被害がないということ担保するものではないのです。

3 そうである以上、避難指示がないことは避難行動が不合理であることの根拠にはなり得ないものです。避難指示の有無と、本件における避難の相当性の問題ははっきりと区別して論じられなければなりません。

4 また、放射能の人体への影響については、科学的にも様々な意見があり、報道内容も様々でした。そのような状況で、自分と家族の安全を優先し、避難行動を取ったことは、通常の一般人の判断として極めて合理的なことだったといえます。本件での科学論争は必要ないのです。避難の相当性については、今後も主張立証していく予定です。

第4 リスク認知と回避行動について (第21準備書面)

1 心理学における研究の成果として、人がリスクを認識する(リスク認知)上で、重要になる要素として「恐ろしさ」と「未知性」があるとされています。

本件原発事故では、この恐ろしさと未知性に適合する事情が多く指摘できます。恐ろしさについていえば、深刻な事故の発生を抑えられなかったことや、建屋の水素爆発の映像が放映されたことなど。未知性についていえば、放射能が目に見えないことや、その影響を直ちに体感できないことなどが挙げられます。こうしたリスク認知の結果、多くの住民が避難行動を選択しました。

2 第21準備書面では、原告らを含む住民がどのような報道に接し、避難を選択するに至ったのか、その経緯をより詳しく紹介しています。これまでわが国が経験したことのない重大な事態に直面し、正確な情報の収集すら困難な中で、得られた情報をもとに、家族を守るため、原告らが避難を選択した心の動きをご理解頂けるものと考えます。避難したことはごく自然な判断の結果であり、全く不合理なことではないのです。

以上

第9回期日 原告側弁護士意見陳述書 2 (全文)

平成26年(ワ)第501号 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 20世帯68名

被告 東京電力株式会社, 国

意見陳述

平成28年1月27日

さいたま地方裁判所第2民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 吉廣 慶子

私たちはこれまで、遅くとも平成14年には、福島沖で福島第一原発の敷地高を超える津波が起きることを、被告らは予見し得たことを主張してきました。そして、このような津波が到来した際も原発の安全を確保する策を講じるべく、被告東電は想定される津波高さを試算してきたとして、その試算結果を開示するよう、被告らに再三求めてきました。(平成26年9月24日付「被告国に対する求釈明書」、平成27年9月2日付「被告東電に対する求釈明書」)。

しかし被告らは、これまでかたくなに開示に応じませんでした。東電に至っては「東電との関係では過失審理は不要なので提出しない」と、審理に協力する姿勢さえ見せませんでした。

全国各地で継続している本件同種訴訟の審理状況を見れば、裁判所の訴訟指揮に基づいて、東電の過失は審理対象とされてきています。裁判所におかれては、争点整理のためにいっそうの訴訟指揮を求めるところです。

それを前提として、このたび私たちは、東電と国の過失(津波対策の不備)について、決定的な証拠(甲A77「福島第一発電所 日本海溝寄りの想定津波の検討 Rev.1」)を入手した。これは、全国各地裁で係属している福島原発事故の被害者訴訟の、どこでもまだ証拠提出されておらず、今回、埼玉で初めて証拠提出されるものです。本意見陳述では、この証拠の意義と内容について、概要を説明します。

第1 甲A77の概要

甲A77は、平成20年4月18日に東電設計(株)が作成した、「福島第一原発 日本海溝寄りの想定津波の検討」という表題の資料です。表題からも明らかなおろ、日本海溝寄りで発生しうる津波の、福島第一原発立地地点への影響を解析した解析結果です。

1 解析方法は、概ね以下の通りです。

(1) 概算パラスタ

甲A77は、長期評価の地震予測にしたがって、三陸沖北部から房総沖の日本海溝沿いのプレート間地震活動域のどこでも明治三陸沖地震が発生しうる(同じくプレート内地震活動域のどこでも昭和三陸沖地震が発生しうる)として、震源モデルを設定しています。すなわち、日本海溝沿い(2頁の領域9, 10)に、明治三陸沖、昭和三陸沖の各地震の断層モデル(津波評価技術の領域3, 4)を、位置と走向を変化させて網羅的に設定して各モデルによる津波高を算出しています。(1~3頁。3頁図1-2参照)。

これを概算パラメータスタディと呼びます。

結局、この概算パラスタ(既往地震の震源モデルを、同様の地震が起きうる地域にずらして設定する手法)を行うかどうか、津波評価技術(過去に起きた地震は、過去に起きた場所でしか発生しないと仮定する手法)と長期評価に基づく津波予測との決定的な違い、ということになります。

(2) 詳細パラスタ

概算パラメータスタディの結果(甲A77の8頁の表)、最大津波高を生じさせうる震源モデルだと解析されたモデル「R9-06」について、通常津波評価技術でも行っているとおろ、震源の深さや角度の数値を若干上下させて、計算の誤差を考慮します(1頁)。

この結果、福島第一原発立地地点に最大津波高を発生させる震源モデル(R9-06-2。9頁、表2-3(1))での津波高は、敷地南側(OP [=小名浜港工事基準面] + 10M)で「15.707M」、敷地北側(OP + 13M)で「13.695M」と算出されました(9頁、表2-3(2))。この数値が、平成23年3月7日に公表された甲A38の表に示された数値になります。

2 解析結果に対する評価

このように詳細な解析がなされた甲A77も、実は、福島沖で発生しうる地震による最大の津波高を算出し

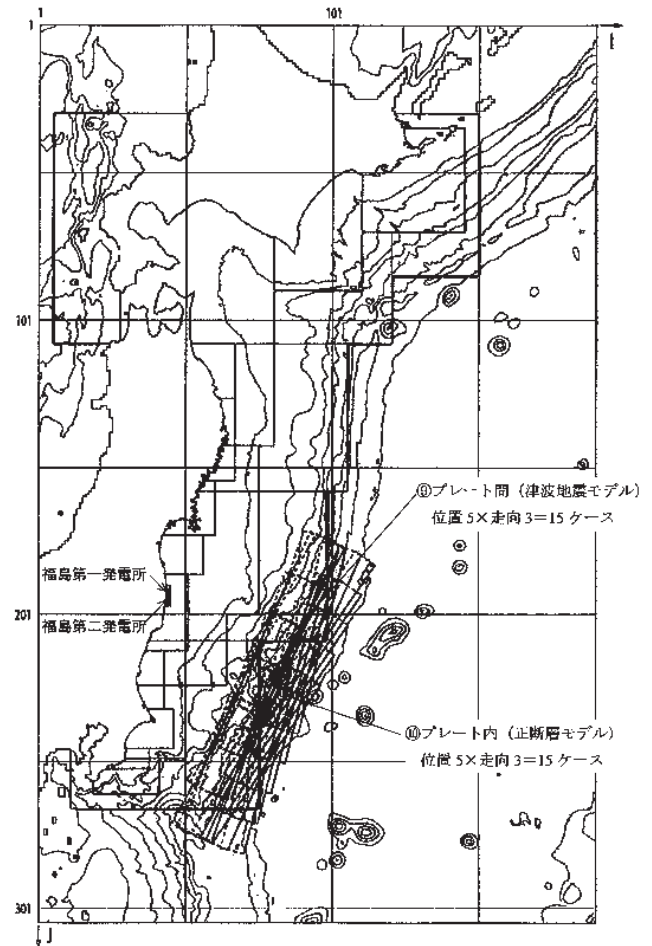


図1-2 日本海溝寄り想定津波の断層モデル(概略検討用、2領域×15モデル)

たものとはいえません。甲A77は、潮位の変動について過去最高潮位による計算をしていませんし、陸上での浸水高や遡上高の不確かさを、十分考慮しているとはいえないからです。

それでも、少なくとも被告東電自身が解析した甲A77によっても、本件事故前に、福島第一原発の敷地高を優に超える高さの津波が襲来し、建屋の水没が予見されていたことは、特筆しなければなりません。すなわち、9頁の表2-3(2)によれば、OP + 10Mにある4号機の原子炉建屋の中心位置付近では、津波高さがOP + 12.604M、ひどいことに、同号機のタービン建屋ではOP + 12.026Mの津波高となることが予見されていました。4号機の配電盤や非常用ディーゼルエンジンといった重要な電源設備は、タービン建屋の地下1階に設置してあったことは従前主張しているとおろです。タービン建屋は水密化されていませんから、OP + 12M超の津波が到来すれば、地下階に水が押し寄せ、そこに設置されていた配電盤や非常用ディーゼルエンジンは完全に水没して機能喪失します。かかる事態が、甲A77の解析の結果、明ら

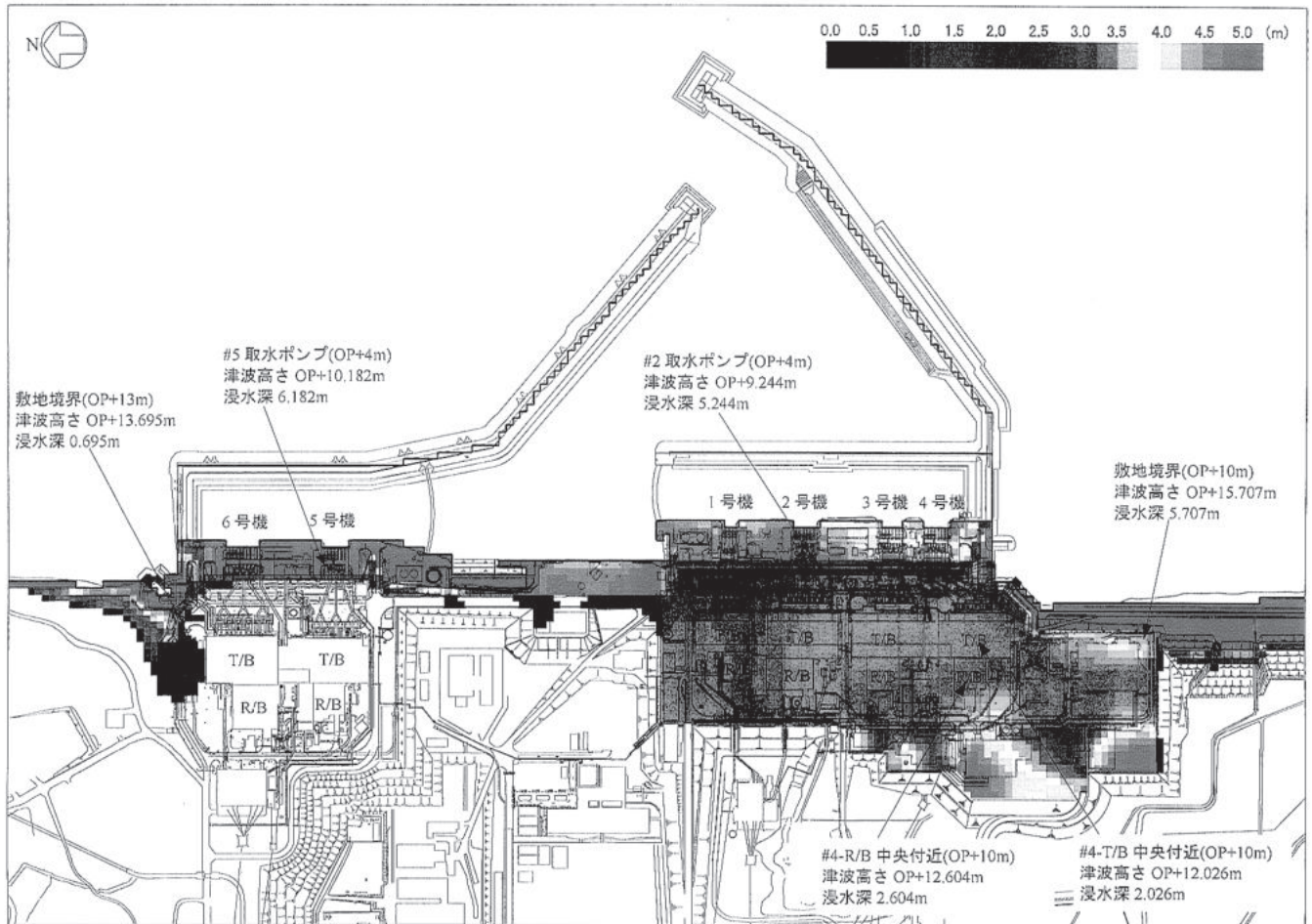


図 2-5 1F 詳細パラスタ 最大浸水深分布図 上昇側最大値ケース (R9-06-02H, 朔望平均満潮位時 OP+1.490m)

かになったのです。

ここで予測された津波の福島原発への影響を、視覚的にわかりやすく示したものが、浸水分布図 (15 頁の図 2-5) です。ここに、1~4 号機の全ての建屋が、約 1~3 メートルも浸水するという解析結果が図示されています。各号機の配電盤と非常用ディーゼルエンジンは、4 号機同様、いずれもタービン建屋の地階ないし地下 1 階に設置され、防水加工 (水密化) もされていませんでした。したがって、いずれの号機でも配電盤等が水没し、機能喪失することが明らかになったといえるのです。

第2 建屋が浸水する程度の津波の到来が予見可能となった時期

しかも、この甲 A77 と同様の解析は、実は平成 14 年 7 月に長期評価が発表された直後から可能なものでした。

1 長期評価を策定した文部省地震調査研究推進本部の地震調査委員会・長期評価部会の部会長であった島崎邦彦氏は、本件同種事案の証人尋問期日において、長期評価に基づく津波予測が可能になった時期につき、「長期評価は 2002 年 7 月末に公表しておりま

す。ですから、その内容を理解して計算能力があれば、おそらく 8 月中、遅くとも 10 月くらいまでにはこのような数値を得ることもできたのではないかと思います」と証言しています (甲 A84, 39 頁)。国側証人であった佐竹健司氏も、同様の津波解析は、長期評価の発表された平成 14 年には可能であったと証言しています (甲 A85, 44 頁)。

2 被告らは、長期評価の発表後、ただちに危険を認識して、詳細解析をすることができました。前出の佐竹氏は、明治三陸沖地震や延宝地震が福島沖に起きた場合、海岸地点で津波高さが 10M 程度になることを、阿部簡易計算式などを用いて計算すれば、地震学者であれば簡単に判断できると認めています (甲 A85, 46 頁)。

阿部簡易計算式とは、著名な阿部勝正先生が平成元年 (1989 年) に作成した津波の簡易計算式です。この簡易計算式を用いて、長期評価の見解に基づく想定津波高を計算すると、福島から茨城まですべて 10M を超す津波高が算出されることとなります。

そうであれば被告らは、遅くとも平成 14 年 7 月、長期評価が発表直後、阿部簡易計算式等を用いて福島沖

に明治三陸沖地震と同規模の地震が到来した場合の津波高を計算すれば、福島第一原発立地地点に10Mを超える津波が到来しうることを、容易に認識することができました。その上で、津波評価技術その他の計算プログラムで詳細な津波解析を行えば、地震学の大家である佐竹・島崎両氏がそろって述べたとおり、遅くとも長期評価の発表された平成14年10月までには、長期評価に基づき、甲A77と同様の解析結果を有するに至ったといえるのです。

以上から、遅くとも平成14年10月までには、被告らは、敷地高を超える津波が福島第一原発を襲来しうることを、かかる津波が到来すれば、配電盤その他の重要な電源設備が水没し、本件のような全電源喪失(SBO)事故が起きうることを、予見しえたといえます。

第3 まとめ

1 以上のとおり、被告らは、平成14年10月には本件事故に至る可能性を予見しうる状況になっていました。それにもかかわらず、被告東電は何らの津波対策も施さず、被告国はかかる被告東電に対して何らの監督権限を行使しないまま、その後約10年もの年月、想定しえた津波に対して全く無策のまま過ごしました。被告らの責任が極めて重大であることは明らかです。

2 なお、被告らの悪質性について、最後に簡単に述べます。

甲A38は、これまで再三述べたとおり、平成23年に、甲A77を引用して東電が公表した資料です。しかし甲A38と甲A77を比較対照すると、驚くべきことに、公表が予定されていた甲A38には、各号機の建屋地点における試算結果が記載されていません。甲A77では、4号機での津波高さが12.0M以上と算出され、地階・地下階の水没の結果が予見されていたことは、先に述べたとおりです。

繰り返しになりますが、建屋の地階・地下階には、配電盤や非常用ディーゼルといった重要設備が数多く設置されています。「建屋の浸水」は、決定的に深刻な事態であり、かかる事態が起これば、重要な電源設備は全て水没して機能喪失し、長時間にわたる全電源喪失状態が続く結果、原子炉がメルトダウンに至る高度の危険があることは、火を見るよりも明らかです。

それにもかかわらず、被告東電は、建屋が2メートル以上水没する(すなわち地下階と地階が水没する)といった極めて危険な事態を示した解析結果を得ても、なん

らの津波対策も採らず、解析結果さえ公表せずに秘匿していました。建屋位置での津波高は恣意的に隠され、公表されたのは、建屋への直接の影響が確認できない箇所での津波高の解析結果だけでした。

3 「津波対策は不可避」(甲A82-2、2頁)でした。それを東電も認識していました。それにもかかわらず、不利な想定には目をつぶり、東電も国も津波対応を先送りにし続けました。その結果本件事故は生じたのです。

被告東電が、故意に等しい重過失責任を問われるのは当然ですが、同被告に対して適切に監督権限を行使しなかった被告国の責任もまた極めて重く、国家賠償責任を免れないことは明らかです。

今回の意見陳述は、主に原告第22準備書面の内容について、詳細を述べました。第23準備書面では、これに基づく国の予見可能性と規制権限不行使の違法について敷衍した内容になっています。精査していただき、被告らの責任の重さを理解していただきたいと思えます。

以上



第1回「福彩訴訟原告交流会」

福彩支援事務局

「福島原発さいたま訴訟」第9回口頭弁論(1/27)の開庭に先立って、原告+弁護団・事務局によるはじめての交流会が、お昼を共にしながら開かれました。

浪江町から埼玉県に避難し、将来的に帰郷を予定している男性原告は、農地の保全のために埼玉県と浪江町の仮設住宅を行き来していますが、社会保障や徐染関連などの大切な郵便物をどちらで受けるか、強いられた二重生活でたいへん困っているとのこと。事故前の浪江町では10人に3人が原発関連の仕事に就いていたため、事故に対する思いは複雑だ、と言います。

「東電の職員と家族は、東電が手配したバスで真っ先に避難していった。残されたわたしたちは何とも言えない思いでした。いわき市など県内に避難した浪江町の人びとが村八分にされていたり…。いわき市に元々住んでいた人たちには何の補償もないので苛立ちが避難者に向けられている。怒りの矛先が間違っていると

思うんだけどね。東電はADR(裁判外紛争解決手続)の和解案すら拒絶しているけれど、インターネットでは「浪江町がADRを扇動した」と叩かれている」「復興のかけ声が高まるなかで、最近、身近に知っている人がいないとひどい動悸に見舞われる。被災者の交流会でも、来る方はいつも来るけれど、まったく顔を見せない人もいる。せめて同じ立場の人同士、共感しあいたいけれど…」。

支援団体の調査によれば、現在埼玉県に避難している被災者約5,000人のうち、「福島に戻りたい」が2割、「埼玉で暮らしていきたい」が3割。残りの5割は「どうするか、わからない」という状態です。

いわき市から埼玉県に自主避難している女性原告は、「5年も経ったんだから立ち直れるよ、いつまでも被害者然としていないで、と言われることもあるけれど、わたしたちにとってこの5年間は無の5年間。復興のスタートラインにすら立てていないんです」「自主避難した方は補償らしい補償を受けていないけれど、たとえ補償をもらったとしても、目に見えない深い傷は癒えない。補償を受けた人たちを原発御殿などと非難する向きもあるけれど…」と原発被災者へのやっかみや誹謗中傷にため息をつきました。

「すれ違う人が皆無関心に思えて疎外感がひどい。福島を離れて埼玉に住所を移しても、どこに行ってもよそ者だし、宙ぶらりに思えてしまう」

「できれば事故のことを忘れてしまいたい、思うことも。自分自身を“被害者”と思い続けることが辛い。裁判となればどうしても“被害者”を引きずり続けることになるから」

「いまここに、こうしている状況が飲み込めない。消化できない。でも、このままにしていはいけない」と、揺れる思いを率直に語られ、「言われのない反目や軋轢を排して、原告同士、細く、長く、ゆるくつながっていければ、と思います」と切実な思いを訴えました。

2月13日には、全国の福島原発事故集団訴訟の原告団が、連携をめざして「**原発被害者訴訟原告団全国連絡会**」を結成しました。互いに裁判を傍聴したり適正な審理を求めていくほか、避難者への住宅無償提供の継続など、長期的な救済策を求めて国や自治体と団体交渉する方針で、連絡会には21原告団の約9700人が参加したとのこと。被害者同士の連帯と情報の交換がいっそう重要となっています。



『日本と原発 4年後』自主上映会のご案内

昨春の自主上映で好評を博した『日本と原発』に続き、監督・製作にあたった河合弘之弁護士が「日本の原発の全ての論点を論じ尽くた」という渾身の続編。みなさまのご参加を心よりお待ちしております！。

日時：**2016年 3月20日(日) 13:15 開場/13:30 開演**

会場：**市民会館うらわホール**(浦和駅西口より徒歩7分) さいたま市浦和区仲町2-10-22

料金：**前売 800円 当日 999円**

主催：『日本と原発 4年後』上映実行委員会

▶前売券申込/お問い合わせ先 **090-5406-6100**(担当:森)

☞ **支援する会の年会費は一口1,000円です** (口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:〇一九店(ゼロイチキュウテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会 (略称:福彩支援)

* 吉廣慶子 (みさと法律事務所)

341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592

* 北浦恵美 Email: apply@fukusaishien.com tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582